



「速度指定」から「徐行信号機」へ 安全に関わる取扱いの明確化を実現!

羽越線矢引・新矢引トンネル冬期間徐行信号機設置

これまで冬期になると特急いなほ編成客室の窓ガラスが破損する事象が発生していました。この対策として単線トンネルである羽越線矢引・新矢引トンネルで信号機による徐行運転を実施していました。しかし、昨冬期の取り組みの説明では車両に付着した雪塊落下が窓ガラス破損の原因か不明として今冬期は徐行を行わないと説明がされました。組合は原因が不明である以上、可能性として徐行は実施するべきと指摘しました。

昨冬期は庄内地区では吹き溜まりによる運行不能が発生するなど雪害が発生し、同時期に客室窓ガラス破損が発生しました。発生直後指令通告による注意運転が行われ、その後「速度指定」という指示が行われました。東日本ユニオンは「速度指定」指示が何に基づくのか、指示を明確にするために徐行信号機を設置するべきと2021年度申13号を提出し、今冬期の取組みにおいて同じ取扱いをさせないために申5号を提出し交渉を行いました。

交渉では総合的に判断するとの回答でしたが、新潟運輸区運転士訓練会で今冬期羽越線矢引・新矢引トンネルは徐行信号機を設置して対応すると説明がされました。

過去に窓ガラス破損防止に労使で議論を重ねて来ましたが、明確な対策がない状況にあります。今回組合が求めていた徐行信号機による取扱いが行われることになりました。東日本ユニオンはガラス破損の抜本的対策を求め取組みを進めていきます!労働組合の力で実現していきましょう!

団体交渉など労働組合の取組みにより、労働者の 意見が反映され環境を変えることができます!